

## 福沢諭吉とA・d・トクヴェイル

### 『アメリカのデモクラシー』(一)

安西敏三

一 はじめに

二 「政府の政」と「人民の政」―「民権」の基底―

三 「政権」と「治権」―トクヴェイル問題(1)―

四 「天稟の愛国心」と「推考の愛国心」―トクヴェイル問題(2)―

一 はじめに

A・d・トクヴェイル (Alexis de Tocqueville) は、その『アメリカのデモクラシー』(De la démocratie en Amérique, 1835) 第一巻序言において、アメリカ合衆国に滞在中、最も注意を喚起された事実として、「諸条件の一般的平等」(the general equality of conditions)<sup>(1)</sup>を挙げている。そしてトクヴェイルは、それが世論 (public opinion) に一

定の方向を与えると共に、法律に一定の傾向を、さらに統治権力に新たな準則を、また被治者に対しては特有の習性を付与する、と述べる。そして引き続きその事実がその国の政治的特性や法を超えて、はるかに広範な影響を及ぼし、政府に劣らず市民社会に影響力を持つていること、加えて世論、感情、慣習、それにこれらと無縁に生じたものにも修正を加える、と論じている。正に「諸条件の平等」こそがトクヴィルにとってアメリカを研究するさいに注意すべき根源的事実であつて、アメリカにみられる個々の事実もそれに由来し、すべてがそれに帰着するのである。<sup>(2)</sup>

と同時に然しながらトクヴィルは母国フランスのみならずヨーロッパに眼を向け、同様な動向について論じる。即ちヨーロッパではアメリカほどではないにしろ、デモクラシーが急速にその地位をあらゆる領域において占めようとしており、これがまたトクヴィルの執筆意欲を掻き立てるのであつたが、「大いなる民主革命」(a great democratic revolution) が進行しているといふのである。しかもそれは偶発的なもので阻止できるものか、あるいは歴史的に見て最も規則的にして古く、尚、恒久的な傾向を帯びている故、抗しがたいものか否か意見が分かれるところである。<sup>(3)</sup>と一応は留保する。このように論じてトクヴィルは以下、序文において七〇〇年前のフランスに立ち返り、歴史的にフランスの普遍的平等化<sup>(4)</sup>デモクラシー化の進行について述べるのである。<sup>(4)</sup>

トクヴィルの史的分析は、一面において陪席判事として赴任していたヴェルサイユから学生時代を送つたパリ大学、そのオールド・ソルボンヌにまで週末毎に足を伸ばして、その講義に列席したギゾー「概説 ヨーロッパ文明史」に依拠している。<sup>(5)</sup>そうして福沢諭吉もまたその講義録の英訳版を精読し、百分の一の大意の一つとしてその『文明論の概略』に援用しているのである<sup>(6)</sup>。従つて福沢にとってトクヴィルの序文の一端はギゾーの史的分析の再確認でもあつたであろう。なかでも福沢が改めて着眼しているのは経済的活動の政治的影響力

の確認であり（一）、知的営為がデモクラシーの進展に寄与し、学問が貧者や弱者の武器の供給源となった点である（二）。これには、むしろ『学問のすゝめ』第一編（明治五・一八七二年）以来、福沢が説いたものでもあった。十字軍や英仏戦争が貴族の没落をもたらし、土地を細分化し、地方自治体の設立が封建的君主制下に民主的自由の要素を付け加え、武器が腕力から火氣に移行して以来、貴族と庶民は戦場で対等となった。あるいは、印刷はすべての階級の人々に同一の知的糧を提供し、郵便がまたあはら家や宮殿の区別なく同一の情報をお届けようになった。さらにプロテスタントイズムがすべての人々は天国への道を用意すると宣言し、アメリカの発見が富と権力とを用立てたというトクヴィルの指摘は、福沢の着眼するところでもあった（三）、（四）。

いやそれどころかトクヴィルのテーゼである「諸条件の平等」は、福沢が「有様の平等」(equality of condition)と「権理通義の平等」(equality of right)との区別の必要性をF・ウェイランド『道徳科学の基礎』(Francis Wayland, *The Elements of Moral Science*, 1877)を援用して説いて以来の問題でもあった。福沢は両者を区別して「有様の平等」はあり得ないとして「権理通義の平等」即ち「権利の平等」を説くのであるが（③三七—四一）、トクヴィルをそれでは福沢はどのように主体的に受け止めたのであろうか。トクヴィルは新しい世界には政治について新しい学問が必要であると説く。福沢もこの点に着眼し（四）、自らの新しい政治についての学問的構想をめぐることになる。そして何よりもそれはまず『学問のすゝめ』で議論された問題としてではなく、士族対策論の一環として具体的なトクヴィルの援用で以って始まるが、その前に福沢のみた当時の時代状況と福沢の対応について論じよう。

## 二 「政府の政」と「人民の政」——「民権」の基底——

明治二十一年、即ち一八八八年四月二十五日、それまでの三新法、即ち郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則に代わる市制・町村制が公布された。これは翌年発布されることになる大日本帝国憲法を言わば国民各層に定着させる媒介装置ともいふべきものであつて、憲法発布後に発布された教育に関する勅語が精神的に憲法を支える基盤であつたのと対をなすものであつた。即ちそれは明治国家体制を考える上で極めて重要な意味を持つものである。周知のように市制・町村制の主たる制定者は山県有朋であつた。即ち山県は明治二十一年、地方長官会議において市制・町村制の意義について演説し、中央制度の整備に先立つて地方制度を確立することが国家の基礎であるとして、憲法発布の前に地方制度の確立の必要性を主張したのであつた。<sup>(8)</sup>

地方制度の重要性は、むろん明治国家の経営を自他共に担うとした藩閥官僚ないし元勳のみならず、例えば明治国家体制確立後に市井にあつて論を張つていた陸羯南も、国民勢力の培養を促進し、国民の公義心の高揚と団結にとつて、その健全な運用が不可避であることを主張しており、<sup>(9)</sup> 何らかの意味において有識者の間にあつては、広く主張されていたと思われる。これには地方住民の政治的経験を重視し、その政治文化、とりわけそれが有する政治教育の意味について説き、自治体信仰の開祖とも擲揄されたトクヴィル<sup>(10)</sup> 『アメリカのデモクラシー』の日本への翻訳紹介の影響もあつたと思われる。<sup>(11)</sup> しかしより長期的に見るならば、それはいわゆる明治六年の政変以降に顕在化した士族反乱と有司専制に対する異議申し立てへの政府の応答として生まれたものでもあつた。山県の構想はその一つの現れであらう。

ところで明治六年の政変は一方、不平士族の反乱を生み、その一つの決着が西南戦争であるが、他方、それと

も関わりながら民撰議院設立を志向する自由民権運動をもたらした。いずれも明治維新体制の攪乱要因であった。それらは旧体制下にあつて政治に参与する指導層であつた士族が、新体制下にあつて四民平等・版籍奉還・徴兵令などの矢継ぎ早の改革によつて、行き場を持った層と行き場を失つた層とに分裂し、これら両者の戦いと言へるものであつた。即ち後者の新政府に対する抵抗であつて、共に既得権喪失に伴う士族層なりの意思表示を具現化したものであつたろう。正に福沢が指摘するように「在役の士族と非役の士族との喧嘩」であつたのである（⑦六七八）。福沢が馬場辰猪に宛てた有名な書簡は、そうした時代背景に対する福沢の心情が吐露されていて興味深い。すなわち「法の権も商の権も日に外人に犯され、遂には如何ともすべからざるの場合に可至哉と、学者終身之患いは唯この一事のみ。……結局我輩の目的は、我が邦のナシヨナリチを保護するの赤心のみ。……外交の平均を得んとするには、内の平均を為さざるを得ず。内の平均を為さんとするには、内の妄誕を払はざるを得ず。内を先にすれば外の間に合はず。外に立ち向かはんとすれば内のヤクザが袖を引き、此れを顧み彼を思へば、何事も出来ず。……幾重にも祈る所は、身体を健康にし、精神を豁如かつじよならしめ、飽くまで御勉強之上御帰国、我がネーションのデスチニーを御担当被成度、万々奉祈候也」（⑩一七五—一七六）。福沢は内乱要因を解消しなければ、日本の独立の確保は難しいと考え、彼なりの処方箋を説いたのである。中でも明治九（一八七六）年四月に出版された『学者安心論』、翌年の西南戦争終結後に刊行された『分権論』、及び西南戦争中に構想され執筆されたと思われる西郷隆盛への追悼文ともいえる「明治十年 丁丑公論」や「薩摩の友人某に与るの書」は、明治六年の政変以降濃厚となつた有司専制に対する福沢なりの抵抗と、不平士族の動向に対する福沢なりの解釈と提言として、位置づけられるものである。

福沢は『学者安心論』で「心情の偏重」を「直接の為に眼光を掩はれて地位の利害」に眩惑される「世の人心」

であるとして、具体的には「人々直に相接すれば必ず他の短を見て其の長を見ず、己に求めること軽くして、人に求めること多きを常とす」と、それを定義している。「目下の私に煩悶する」人心は「直接を以て真の判断を誤るもの」なのである。これはしかし福沢によれば特に日本の政論に甚だしい。それは明治維新以来、「新造の一国」として「政府を以て人事百般の源となし、其の心事の目的を政府の一方に定めて他を顧みざる者多し」であるからである。福沢はそれに反して、むしろ「政府は人事変革の原因に非ずして人心変革の結果なり」と断言する(④二一五―一六)。何とならば福沢の歴史認識によれば、バツクルではないが「天下衆人の変化」<sup>(12)</sup>が廢藩置県以降の変革をもたらしたと言えるからである。すなわち「当時幕府の政を改めんとするの人心」によってなったものであり(④一八八)、それは「人心騷乱の事跡」というべきものであった(④四)。しかも「改進は上流に始て下流に及ぼすもの」であるから、維新以降の諸々の改革を嫌う者もいる。これらが「改進の党」と「守旧の党」であつて、「上下二流の党派」である。そうして福沢は「改進の党」の人々が「心情の偏重」を制御できないとして、その地位の利害に目が眩み、事物の判断を誤り、「現在の得失に終身の力を用いて、永遠重大の喜憂を顧みざる」日本国中一流の人民と看做す政談家を対象として、議論を進める(④二一六―一七)。

政談家にはしかし漸進論を唱える者と急進論を唱える者があるが、福沢は「進」において同一であるとしながらも、共に「改進者流の人物」として「今日我が国に居て民権を主張する学者」であり、その点、福沢自らも同説であるとする(④二一七―一八)。ここでしかし注目すべきは福沢が「此の国は固より人民の掛り合ひにして然も金主の身分たる者」として、人民を国の盛衰を引き受ける主体と看做していることである。「国の盛衰を引き請けるとは即ち国政に関ることなり。人民は国政に関せざる可らざるものなり」(④二一八)。人民一人ひとりか国の問題を自分の問題として把握し関与していくこと、この主張自体は福沢が既に『学問のすゝめ』において説

いたものである（③四四）。即ちそれは福沢におけるナシヨナリズムのいわば執拗低音である。

むしろここでの福沢の主張は「国政」をより広義に把握することにある。曰く「余輩が今爰に云ふ所の政の字は其の意味の最も広きものにして、唯政府の官員と為り政府の役所に坐して事を商議施行するのみを以て政に關ると云ふに非ず、人民躬から自家の政に従事するの義を旨とするものなり」。要するに福沢は政治を狭義の「政府の政」と広義の「平民の政」ないし「人民の政」とに区分するのである。その言わんとするところに依れば、「政府の政」は「学校」を、「平民の政」は「塾」を通じて文教政策を行い、「政府の政」は「大蔵省」を、「平民の政」は「帳簿」を通じて経済政策を行う、という具合に分けられるのであって、つまるところ政治的営為は社会の至る所において確認できるといっているのである。その視点からして「家政」は正に「政の字は政府に限らざること明らかに知る可し」の良き例なのである（④二一八）。

「政府の政」が司法・軍事・外交・租税など僅少であるのに対して、「人民たる者が一国に居て公に行ふ可き事の簡条は政府の政に比して幾倍なるを知る可らず」であって、外国通商・内国物産・開発事業・運輸・大中会社の経営など「人民の政」は膨大である。ここでの「学者の領分」を見ても教育・ジャーナリズム・弁論演説の営為がある。これらが功を奏して「一般の繁盛」をもたらすならば、福沢にとっては正に「文明の進歩」となるのである。即ち「一国の文明は政府の政と人民の政と兩つながら其の宜を得て互いに合助るに非ざれば、進む可らざるものなり」である。中でも「人民の政」は想像以上に「有力」であって、しかも「政府の政」がそれを制御することは不可能に近い。「人民の政は唯多端なるのみに非ず、亦盛大有力」なのである。「人民の世界」には多くのなすべき領域ないし仕事があり、むしろそれが拡大すればするほど政府が関与する領域は限定され、真の意味での民権が伸長する。「政府の政は日に簡易に赴き、人民の政は月に繁盛を致し、始めて民権の確乎たるものを

も定立するを得べきなり」である。ここから「人民は人民の地位に居て自家の領分内に沢山なる事務に力を尽さんことを欲するのみ。即ち是れ広き字義に従つて国政に関するものと云ふ可し。直に政府に接せずして間接に其の政に参与するものと云ふ可し。間接の勢は直接の力よりも却つて強きものなり」という福沢流のあと一つの、否眞の民権論が生まれるのである(④二一九)。

むろん福沢も「民権」には意味深長であつて、それは『通俗民権論』における解釈において明らかである。すなわち「民権」の「権」は「分」という意味であり、「身分」・「本分」・「分限」・「一分」の如きものである。正に「分の字には自から権理の意味あり」である。例えば封建時代に士族が恥辱を蒙れば「武士の一分相立たず」と怒る場合があるが、それは「武士たる者の権理」という意味であつて、「分の字と権の字とその意味誠によく符号せり」である。しかもそれは「面目」とも關係を持つものであつた。「武士の面目は之がために穢されて其の一分相立たず、即ち権理を犯されたることなり」というのである(④五七三—三四)。

さらに福沢は「一人に権理あれば一村一町にも権理あり、一郡一県にも権理あり、郡県集まりて一国となれば又一国の権理あり。即ち民権国権の名ある由縁にして、民権とは人民たる者の一分なり、国権とは独立国たる者の一分なり」と論じて、人権から波及して国権に至る過程を述べる。このとき「民権」＝「人権」＋「村町権」＋「郡県権」ということになる。従つて「人民と政府との釣合は此民権の伸びると縮るとの間に在りて、其の争論も常に此一事の外ならざるなり」ということになる。「民権」を誤解して「下々の者が謂れもなく妄りに威張るを以て此義と思ふ者なきに非ず」であるが故に、世間でタブー視されているのである。しかし考えてみれば「政府は既に封建の大名を潰し士族を倒したり。民権を重んずるの実証これより明らかなるはなし」であり、それが禁句となつているのは誤解に基づくのであつた。福沢に言わせれば「民権の趣旨は……一口に云へば、人民が其



の身其の家に關係する戸外の事に就いて不分明の箇条あれば不審を起こして之を註索することなり」ということになるのである（④五七四—七五）。

福沢のこうした論の背後にあるのは、どこまでも官への地位にこだわりの道が恰も唯一の立身と思つてゐる旧士族層の動向であり、その変形である権力志向型と福沢に映じた自由民権運動と、それを喚起させる有司専制の有様なのである。国際的にも欧米列強の日本への脅威は依然高まつており、その最中での国論の分裂は、福沢の言う「国体」、即ちJ・S・ミルの定義するナシヨナリティーの喪失をもたらすのである（④二七）。しかもここでの福沢の「間接の勢」（「人民の政」）が「直接の力」（「政府の政」）よりも一国にとつて強固である、との理論は、「心情の偏重」(bias)と共にH・スペンサー『社会学研究』(Herbert Spencer, *The Study of Sociology*, 1874)から理論的に示唆を受けたものである。<sup>(14)</sup>

福沢が「政の字の広き意味に従へば、人民の政事には際限ある可からず」（④二二〇）と述べる時、そこには正に不平士族の反乱のエネルギーを民間に向けさせ、「私立」の立場の有意義性を説くと同時に、政府の肥大化を防ぎ、価値の「官立」への一元化を防ごうとする意図があつたのである。そうであればこそ仮に自由民権論者の主張通りに立憲政体を導入するにしろ、「政府の領分を狭くし官吏の權威も給料も大いに減じて、政府は人民の羨む可き目的とするに足らざる程のものに取り縮めて、然る後に立憲代議の沙汰に及ぶ可し」と後にトクヴィルを読みながら記すはずである（⑦六七八—七九・三）。そうして民の権力が強くなるためには知力の育成が必要となる。「人民の智力發達するに従つて其の権力を増すも亦当然の理なり」（④二二三）。民権を増すには知力の發達が不可欠であるが、いわゆる学者たる知的エリートは既に政府と対抗できる知力の持ち主である。そうであればこそ狭い政府にあつて有り余る知力を持って余すよりは、野に在つてその能力をふるに發揮した方が民権の向上とともに

に富国にも到るであろう。そうして「国体」（ニナシヨナリテイ）の維持が一層強固になるであろう。人民、中でも学者は己の天職を民間に求めよ。そうすれば「政府は恰も人民の交際に調印して請人に立ちたる者」（④二二八）ということになる。国際関係もその意味では民間外交が中心となり、「霞ヶ関の外務省のみを以て交際の場所と思ふ可らず」（④二二八）と化す。知力の交際は貿易商業・学問工業など、政府次元のみに留まらない外交があることを示すのである。「間接の力」の充実にこそ、「直接の力」を確固とするという訳である。

以上の議論は民間に「学者」の目を向けさせ「私立」の立場の国政的次元における意義を説くのが主眼であった、これは『学問のすゝめ』第四編で説いた「学者職分論」（③四八―五四）の延長線上にある論稿と言えるものである。即ち当時の「学者」が儒学者の精神構造を裏返した洋学者であると批判し、政府以外の領域、つまり「私立」の立場での活動を福沢が求め、加藤弘之によって福沢がリベラルであると批判された論稿がそれである。<sup>15</sup> 儒学は福沢から見れば政府、すなわち官に仕えるための学問であったのである。そうして各地で不平士族の反乱や農民一揆ないし騒擾が起こり、明治十年に西南戦争が勃発、終焉するや、福沢は直ちに一年前に草していた『分権論』を出版し（⑩一九九）、トクヴィルを読みながら「丁丑公論」や「薩摩の友人某に与るの書」、それに「旧藩情」をものにしたのである。

このうち『分権論』は「文談」＝「万世の理論」（原理論）と「政談」＝「今日の権論」（状況論）を併せ持ったものであり、福沢が国内争論に対処する処方箋を示したものである。また「丁丑公論」はそれを踏まえた上で、の亡き西郷への献辞であり、追悼文である。「薩摩の友人某に与るの書」は西南戦争を起こした薩摩藩士の精神構造を福沢の出身藩である中津を念頭に置きつつ著したものであり、それは明治革命が起こる以前の旧体制の典型としての中津藩の実情を著した「旧藩情」と対を成すものである。すなわち「旧藩情」は旧体制の身分社会

の光景を正に描いた歴史的証言の書であるが、「薩摩の友人某に与るの書」は旧体制がまた一面的に把握できるものではないことを示した記録である。ここではしかしながら『学者安心論』の続編ともいうべき『分権論』をまず瞥見して、福沢の土族対策論が地方自治論となつて展開していく経緯の一端を探り、同時に俗人を対象としながらも土族民権論の弱点をも衝き、その意味で単なる「通俗」論ではない『通俗民権論』をも対象に据えて考察したい。

### 三 「政権」と「治権」——トクヴィル問題（一）——

『分権論』においても福沢はその論を進めるにあつて十九世紀英仏の著作を参考にする。まずその冒頭部はH・スペンサー『第一原理』（Herbert Spencer, *First Principles of a New System of Philosophy*, 1875）の「物質不滅の法則」を土族のエネルギーの転化説明に援用したものであり、土族反乱の遠因（the remote cause）近因（the proximate cause）論はバツクル『イングランド文明史』の史的認識論、あるいはスペンサー『社会学研究』の社会科学的認識論を踏まえたものであり、<sup>(17)</sup> そうして中央・地方論はトクヴィル『アメリカのデモクラシー』リーヴ英訳本の「政権」（government）と「治権」（administration）との分離論の援用であつた。<sup>(18)</sup>

まず新旧二派の敵対要因の遠因を福沢は土族の働きの変形した者と変形しない者とが相互に接触して、正に「西に走る車を以て東に走る車に接する」如き激動であつた旨を述べ、「過激の徒」の檄文には「我が人民たる権利を伸べんと欲するなどと云へる語を用ひたるものを見ず」である。むしろそれは「民を塗炭に救ふ」ことが目的であつて、これは「過激の徒」も「国の主人」を気取っているからである。そこに「日本士族の筆法」を福沢はみるのである（④二四四）。民権論者が民権を唱えるのも、福沢のいう民の自立化を目指すのではなく、伝統

的な支配層の意識としての民の教化、その意味での政教一致の論理と心理であり、上級身分の下級身分に対する「御恩」ないし「慈恵」の近代的变化の発想であった。確かにそこに貴族の義務ならぬ武士の義務を、あるいは「義を見てせざるは、勇なきなり」（『論語』<sup>19</sup>）との武士のエートスの一端を見出すことも可能であろう。しかしそれは福沢からみれば上からの恩恵の権利の付与であって、あるいは権力獲得競争に敗れた旧武士身分の権力奪取ないし攻撃の、天賦人權の名を借りた運動であった。そこに真の民権が生まれようはずもなかったのである。福沢のいう民力が民権との発想には、福沢がウエイランドの説として紹介している物質的ないし金銭的支援よりは、むしろ労働を与えることが救貧対策として最良であるとの論も、また背後にあったであろう（①五二二）<sup>20</sup>。あるいは同じくウエイランドが代議政体ないし共和政の主旨として述べている「国権の基礎」(the fountain of power)として描いた「人々身自ら其の身を支配する」ことが福沢の念頭にあったかもしれない。そうでなくても「文明開化の特権」として挙げている「人々をして独立不羈ならしめん」ことに、民権を見ているからであろう（①五四〇）。

ところで遠因がこのように伝統的支配者としての士族の働きの変形にあるとするならば、近因を福沢はどこに求めているのであろうか。福沢はそれとして、第一に利禄を失い、生計の術を失った士族の経済的保証の喪失を挙げる。「窮して乱を思ふは人事の常則なり」だからである。第二に士族の面目の喪失がある。他の三民に対して文武の政治の担い手であった士族が権力を失い、軍役は徴兵による兵隊に、官吏は身分から能力の問題になり、士族固有の特権が奪われてしまったのである。第三に仮令、能力があったとしても官吏への道は既に充足されているので閉ざされてしまっているという事実である。第四に、士族の品行が学者の視点から見ると中流の間以下であって凡庸であることである。第五に情報伝達の時間的短縮の問題がある。第六に中央と地方の生活落

差の認識に由来する点である。第七に第二種の民権論者、すなわち急進論者の煽動であつて、これが福沢によれば最大要因である。しかしこれも間接の教唆によるものであつて、間に「輿論公議」が介在しているのである。

第八にマスコミの影響がある。それは「東京の学者は新聞紙を読む者なり。田舎の学者は新聞紙に読まる者なり」と記しているように、新聞手段以外に情報を得ることができない地方在住知識人と、政治事情に精通することが可能で、それ故に新聞を批判的に読むことができる東京在住知識人との情報落差の問題である。間接に兵乱を教唆する新聞記者の記事が、従つて事の真相に暗い地方在住士族の暴動要因となるのである。それは誤解の度合いが地方に行けばいくほど高くなるからである。「唯一片の布告文を讀みて之に驚き、其の文面を以て直ちに政府の意を測量して、徒に疑念を抱く者なきに非ず。畢竟事物の不審を不審のままに捨てて詮索せざるの罪にして、固より政府たるものの悦ぶ所に非ず」ということになる。「政法の旨は布令の文面外に在て存するものも少なからず」が現実なのである。第九に、四民同権の習慣に馴染むまでに未だ士族が到っていないことが挙げられる（④二四四―五四、五七五）。

このように福沢は不平士族の乱の近因を九つ列挙し、とりわけ知力に乏しいが故に無分別となり、唯腕力のみ頼るが故に士族は万に賭けているため、その行動は拙劣であり、人望を勝ち取ることができないという。政府の目からすればこれは賊となり、結局は鎮圧される運命にあるが、それは唯いかんせん「政治の順道」である（④五四）。遠因が士族のエネルギーの変不変の問題で、改進か守旧のいずれかへの転化ないし、停止状態の問題であつたのに対して、近因は以上の問題に由来すると福沢はみているのである。

ところが事態は転変する。維新以後の士族の第二世代の世界となると、士族の痕跡が消滅する。すなわち「士族の精気は既に蒸発し尽くして三民に等しき歟、或いは尚これよりも貧困にして、賤しき糟粕のみを遺すに至る

べし」状況と化すのであった。その意味では士族の乱の恐れは少なくなる。とすれば中央の権力が増大して全国を制覇することが一層容易になる。しかもそれは国勢の中心となる。即ち「勢は以て勢を集める手段」となり、「中心の勢」が増すのである。軍事力も財力も人物もそこに集中し、併せて経済活動の中心となり、首府は日本は日本は首府となる(④二五六―五七)。東京一極集中の開始である。封建の時代に三百もあつた国が東京を中心に一国となつた。政府の基礎は確固となり人民は穩健となる。しかし福沢によれば、これは「一時の祝賀を呈するものではあつても、「永遠を慮つて全国の利害」を謀れば、「賀するの中にも用す可きものあり」であつて、人民全体が一國の人類である以上、無氣無力と化すことはない。そこで学校教育による「才覚の覚えある者」がその居場所を求める。ところが学んでもそれを活かす場がない状態が続くのである。「人物の輻輳する所は唯政府に限り、其の人物は常に余りありて、政府の仕事をば何程に手広くするも、逆も此の人員を尽くす可らず」である。従つて「所謂國の人物は私に地位を求めて地位を得ず、政府に之を求めて又之を得ず」となるのである。そこに「怨望、嫉妬、佞諛、欺詐の事は、昔日に比して幾倍の量を増さざるを得ず」状況が出現する。これが四民平等時代の品行と道德に係ることとなる(④二六〇―六一)。

しかしながら福沢が想定する維新以降の文明化に伴う最大の嘆息すべき事態は、既に『学問のすゝめ』においても鋭く指摘しているように、國の獨立を危うくする欧米人の到来に伴う日本人との摩擦、あるいはそれに伴う欧米人への依頼心、すなわち國を売る輩の存在が商取引上の損失や裁判上の敗訴にも増して嘆息すべきことである(③四六―四七)。「人情の適する所を失ひ、愛國心の薄きは紙の如くにして、唯一時の安を求めんとして、学者士君子と称する者までも外人に依頼して得色を為すこと今の外国小使の如き者もあらん。尚甚だしきは己が不平を慰めるに其の道を誤り、竊かに外人の力を借りて自國の法に抗せんとする者もあらん」(④二六二―六三)と

いうべき事態なのである。そうしてこれらの担い手の中心が士族であることを思えば、「日本国の盛衰興敗の原因たる士族の方向を一にして、改進黨流も守旧者流も同一様の道に進むの一法あるのみ」(④二六三)となるのである。かくして福沢はその処方箋を提示する。そこで参照にしたのが「諸条件の平等」を主題とする政治学の古典、即ちトクヴィルの『アメリカのデモクラシー』であった。

まず福沢は封建制への復帰策ともいうべきものを挙げるが、これは空中楼阁策であるとして斥け、さらに士族官吏登用論も財政上の理由からしてやはり空中楼阁策として批判する。そこで福沢は士族の将来を「改進黨の力」に定め、「国事の局外」にある士族を「確固不拔の標的」を示すことによって、その標的の地位を得るようにし、「守旧士族の働を間接に変形せしむる」ための士族対策説を提示する。そうしてこれこそが唯一の政策であるとして、その理由を「蓋し其の働は之を敵視して直接に撲滅すれば或は無に帰す可きが如くなれども、其の多少の量は其の族に固有するが故に、之が形を変ずれば国の実用を為すこと固より疑を容る可からず」であるからとしている。もちろん福沢はここでの士族を単に旧体制下の身分に由来する狭義のそればかりでなく、「読書武術等の一芸に志して天下の事を心頭に掛ける者」一般を意味する広義に使用し、「国の良材」と見做している(④二六三—六四)。

そこで福沢はトクヴィルに倣って国権を二分し、一つを「政權」といって「ガールメント」(government)、あと一つを「治權」といって「アドミニストレーション」(administration)とする。そうして「政權」に帰属する権利を立法権・統帥権・課税権・外交権・貨幣鑄造権などとして、「全国一般に及ぼして恰も一樣平面の如くならしめるの権力なり」と定義する。それに比して「治權」は警察権・道路橋梁堤防營繕権・学校社寺遊園作成権・衛生権・地方課税権などである。これは「国内各地の便宜に従ひ事物の順序を保護して其の地方に住居する人民

の幸福を謀ることなり」というものである(④二六四—六五、五七九)。

従ってこれから「政権」は中央にあつて全国に及ぼす行政であり、「治権」は全国各地にあつての行政であり、地方の条件によつてはこれも異なることになる。福沢は世間の学者が中央集権とか地方分権とかいつて国権を論じるが、その場合、その分別する権力の種類を区別しなければならぬという。すなわち分権論者が政権を分別するといふとき、それは旧幕府下の制度と同様の封建制の如きものになつては意味がないのである。たとえそれが「妙を得たるもの」としても、それは「歴代の欠点」ともいふべき政権の集中が不十分と化するのである。そしてそのことこそ福沢がみるところ幕府衰亡の要因であつた。従つて「政権中央に集合せざれば、国、其の国を為さず」である。その意味では福沢は政権の中央への集中を認める。いかなる事情があるにせよ、政権を他に貸し与えてはいけぬ、と断言する所以である(④二六六)。

さらに分権論者は、「政権」と「治権」とを区別しないで、「今の中央政府の権を分かちて今の地方官に付与せんと欲する者」がいるけれども、それは大臣の数を増やすことになり、政府の平均を失う。そして地方官が権力を得て政治を行うことになり、「人民の為には恰も第二世の領主を得たる」ようなものであり、「分権の名に誤られて集権の実を得るもの」である。さらに民撰議院が分権であるとする論者に対して福沢は、中央に議院を設けるのと、地方に権力を分け与えることとは別であるとして、「議院の有無に拘らず地方分権を行ふ可し、又中央集権を行ふ可し」と主張する。何故ならば民撰議院の効用は、福沢に言わせれば「中央に集まりたる政権を誤用せしむること勿らんが為に、政府の内にも有力なる地位を占めるものなり」にするのである。「分権を欲する者」は従つて「宜しく其の権の種類を分別して、治権を地方に分かたんことを主張す可し」ということになるのである

(④二六六—六七)。



これに反して集権論者に対して福沢は、中央集権でなければ「国、其の国を為さず」との言葉に誤魔化されて政権のみならず治権の些細なことまでも中央に集中し「同一様の治風を全国に施し、各地の旧俗習慣にも拘らず、之をして真直水平の如くならしめんと欲する者あり」であって、これは「治風の外見、美は即ち美ならん」だけでも「人民の気風品行に關せる所、果たして如何なる可きや」と疑問を呈する（④二六七）。集権論者の議論は「所謂人民の無氣無力にして其の一分の立たざるものなり」と化するのである（④五八〇）。

そこで福沢はトクヴィルのアメリカデモクラシー論の小幡篤次郎訳を援用して次の様に述べる。すなわち中央に「政権」を集中させ（a centralized government）、「治権」をも集中させる（centralized administration）ときは「非常の勢力」（immense power）が生じるのは明らかであって、こうなれば人は自己の意思を棄てて他人の鼻息を仰ぐことになってしまう。従ってこれら二つの権力は人を威で以て服従させ、人の常習を変えて人を孤立化させ、個々について感服させる。そうして「集権論者」（the partisans of centralization）の見地からするならば、「中央政府」（the government）は開明となり、地方人民は無知蒙昧となり、中央は速やかに事が進むが地方は緩慢にしか進まない。中央は事物に慣れるが地方は命令に慣れる。こうした状況に陥ってしまう（④二六七―六八）<sup>22</sup>。そうして福沢はさらに集権論者が「治権」のみならず、商売工業の権力をもその手中に収めようとしているとして、ほとんど「人民の私を制せんとする」かの考えである、と紹介する。しかし福沢は政府に有能な人物がいることを認めるが、それはどこまでも雛形の提示に留まるべきで、実地は人民に委ねることを説く。「斯くの如くす可しの説」と「斯くの如くするの術」の分離であって、それを混同してはいけないのである。商工業は旧藩士族出身の官吏がよくするところではない。保護にも保護の仕方があるのである（④二六八―六九）。

福沢はここにトクヴィルから学んだ行政の中央集権化を排除しての政治の中央集権化の必要性と行政の地方分

権化の必要性を説き、両者の関係が良好である富国、アメリカ合衆国とイギリスを念頭に置いていよう。とは、後に改めて着眼していることから理解できる<sup>(24)</sup>。またその箇所におけるヨーロッパ大陸との比較、加えて中国における集権化の実態の註にも恐らく小幡を通じて福沢は確認していると思われるが故に、日本が参考に供する国として英米両国に賭けているのである。富国ないし文明に至る道の基本は東西の大陸の中央集権国家にはないのである。それをさらに福沢は故郷の先哲大蔵永常の『国産考』を援用して説得する。

大蔵は「夫れ国を富ましむるの経済ハ、まづ下民を賑はし、而して後に領主の益となるべき事をはかる成るべし<sup>(24)</sup>」とその『国産考』を始めているが、それは福沢に言わしめれば「公室の利を後にして部下の益を先にする」ということであって、これは「皆封建時代の語気にして方今の考えと異なる所」があるが、福沢にとってはむしろ「政府の権を以て人民の私に立ち入るの害を論ず」趣旨が「西洋の経済論に暗号」し、これこそが重要なのである。福沢が大蔵の立論に賛意を表する所以である。むろん、ここでの封建時代の「語気」は福沢に言わせれば正に民権を強化することが国富に通じるとの説に通じよう。大蔵はここで、「天理」に基づく国富の在り様は「先ず下民を安富せしむる事」を勧めることであり、そのために「部下にて取り扱ふべきものを領主より売買し給ふことハ勘弁あるべき事也」と提言する。「政府の手を以て自ら事を行へば、結局浪費乱用の幣を免れ難し」である。大蔵が「御勝手を早くよくせん」がための政府指導型経済政策を批判する所以である。また政府指導型経済政策は民間における「競争の定則」、すなわち経済の自由競争を妨げることになるのである。市場における「所費」と「所得」との比較による出入りの釣合を制しての競争が、消費一方のために存在している政府によって何らかの関与を受ければ、国富はもたらされない。このように官を中心とする経済行為は国富にとってマイナスとなり、「天理」に悖ることになるのである<sup>(25)</sup>。

こうして福沢は「政権は中央政府に集合せざる可らず、治権は全国の各地に分かたざる可からず、二権を併して集む可らず、又これを併して散す可らずとて、其の得失を述べるものなり」（④二七四）と結論する。これは先に見たトクヴィルのデモクラシー論における英米にみられた政権・治権分離論を援用ないし目標値にいたものである。それだけに福沢の意図した分権論は両者の色々な組み合わせを踏まえた上でのものでもあったのである。いずれにしろ福沢にとって政権は地球の引力の如くであって、万物は自由自在に運動するけれども引力の法則を妨げるものはない。「造化の妙巧」の如きが「政治の妙巧」なのである。「治権」を自由自在に運動させればよい。これが福沢の意図するところであった。そうして改めてトクヴィルを読みつつ福沢は政権を地方の人民に渡すことにして、首府を甲州か宇都宮に遷し、治権の担い手としての人民に東京を渡せば「私に事業を企てる者もあらん」と、あるいは「治権分布の慣習を養う」ことを考えるのであった（⑦六七四、六七九）。

#### 四 「天稟の愛国心」と「推考の愛国心」——トクヴィル問題（2）——

さて福沢にとってこの時、最大の国内問題はくり返し述べるまでもなく士族の反乱であった。それは「我が国難の原因は士族中、新旧二流の相激するものなりき」であるとの状況認識から明らかである。そうしてそれは「守旧士流」、すなわち「頑固士族」と「国事の局外に居る他の有志者」、即ち「所謂民権論者」の働きの変形するか否かを問わず、その力量を利用する場がないことに起因するものであった。その解決策として福沢は「治権」の担当者として彼らを任命する他に手段はないと断ずる。「即ち局外の人をして其の処を得せしめ、間接に守旧士族の働を変形せしむるの手段」である。そうしてこれがスペンサーから得た力の不滅の理論の人事における援用であることは明らかである。「天地間の力は無より有を生ず可らず、有を消して無に帰す可

らずと。蓋し士族の働は力なり。之を無に帰す可らず。其の形を変じて利用す可きなり」と再度述べる所以である(④二七四—七五)。

ところでその変形には国を担う意識の問題がある。そこで福沢は再び小幡篤次郎訳のトクヴィル『アメリカのデモクラシー』の一説を引用する。それは有名な愛国心についての叙述の箇所であり、福沢自ら後に通読し、そこに改めて確認の意味もあつてか不審紙を貼付する所でもある(四九)。即ちトクヴィルによれば愛国心(patriotism)には二種類あり、一つは故郷を思う心に由来するものであつて、正に本能に基づき、私心が少しもないものであり、小幡の訳でいえば「天稟の愛国心」(the instinctive patriotism, le patriotisme instinctif)である。これは一種の宗教とも言えるものであつて、理屈の問題ではない。例えば王政の国では愛国心は熱烈な尊王心に変わる。それは王国の住民が王の周辺諸国への征服を誇りに思う類のものである。革命以前のフランスの愛国心が其の例である。そこでは世界の王様中の王様の臣下として住民は誇りを持つのである(④二七五—七六)。後一つは小幡の訳でいえば「人智の推考に源して道理に適う」ものであつて合理的なものである。これは「天稟の愛国心」に比して確かに熱烈さにおいて欠ける面があるが、より実り多く、より永続性のあるものであつて、知識から生まれ、法律によって育成され、民権の行使によって成長し、市民の個人的利益に結びつくものである。正に小幡の註ではないが、「公私彼是の分別なきに終わる」ものである。従つてその国の繁盛に貢献する己自身が権威付けられているのを知り、当初は己の利益の一部として国益を増すために働き、次いで自分の権利の一部として国に対して働くことを知るに至るのである。こうして生まれてくるのが小幡訳でいう「推考の愛国心」(the reflecting patriotism, le patriotisme réfléchi)である。アメリカにあつてはこの愛国心は指導者よりもむしろ人民の中に見出されるものであつて、社会上の統治の諸問題に参加しているからこそ、培われるものであつた。<sup>(26)</sup>これには民主政が「報国の

心」(patriotism or public spirit) をもたらすこのW・ブラックストーンの説を援用して説いている『英国議事院談』も恐らくは福沢の念頭にあったと思われる。即ち民主政は「真正」(right and just) にして、尚、愛国心をもたらずのである(②四九二)。<sup>27)</sup> むろんトクヴィルは単なる利害に基づく「計算づくの愛国心」(calculating patriotism) を信用しているのではない。それは利害対象が変われば失われるからである。また利己心の拡大に過ぎない愛国心もアメリカでは州次元のものに留まるとして否定的である。<sup>29)</sup> さらに「天稟の愛国心」も、封建制下にあつては必ずしも必要とされた訳ではなく、むしろ権力が中央集権化されるに従つて明確かつ強力になつていったものである。<sup>30)</sup>

ところでトクヴィルによれば、フランス革命後の愛国心は混乱期でもあつて、新旧の愛国心が共に失われ、あるいは未だ啓蒙されていない状況である。父祖の習俗も宗教も法律も官吏も、いずれをも愛国心の糧にならないのである。人々は正に「狭隘浅陋の私心 (the dull precincts of narrow egotism) に潜匿し、首を抗て世態 (country) に注目する者少なし」(④二七七)であつて、そこには君主への「天稟の愛国心」も共和政への「推考の愛国心」も共に見られない。この時しかしながら前者の愛国心を取り戻そうとしても、一度失われたものである故、それは不可能である。そうであればこそ今必要なのは「公私の利害合して一に帰するの時を促すの一事あるのみ」である。そうしてそれがためには「唯今に当て国民の向背を決し、国の利害に身心を致さしむるの術は、特り彼をして政府の事に参与せしむるの他なきを云ふのみ」であり、「一般の国民をして良民たらんことを欲せしむるは、特り政權の施行に在て存せり」というのである。そして「欧州諸国民の増減するは実に此權の弛張に従へり」と福沢は主張する(④二七七)。

このようにトクヴィルの小幡訳を引用しつつも福沢は、それがフランス革命後の「無君無政の有様」を描いた

もので、「君あり、又政あり」の日本とは相違している故、同日に論ずる訳にはいかなないとしながらも断じて言う、「国民の向背を決して公共の利害に心身を致さしめんが爲に、之をして国事に参与せしむるの術策は、正に余輩の心を導くものと云ふべし」。そして続けて言う。「国民の向背既に定まり、中央の政府は政権を執り、地方の人民は政権を執り、互いに相寄り互いに相助け、共に国安を維持決定するの決定を得るときは、人々始めて日本国の所在を発見して、公私の利害、其れ集まる所の点を一様にするを得べきなり」と(④二七八)。

もちろん福沢はそれでもトクヴィルのように直ちに政治権力を人民に付与せよ、とは言わない。「唯地方に治権を分かつたんと欲するのみ」である。そうしてそれが又正に「権力の平均」をとることにもなるのである。「中央の政府に会して政権の得失を議し、治権と政権との關係を論じ、双方互いに過強過弱の弊を妨げて権力の平均を保護することある可し。即ち民撰議院の設立なり」(④二七八)。文明論で説いた「権力の偏重」に対する一つの処方箋が「権力の平均」をもたらす地方や中央における議会の設立なのであった。

それでは福沢はその付与すべき治権を既述したものに加えてどのようなものとして考えているのであろうか。まず中央政府の権力を分割し、これを細分化して、地方の住民が貸したものとという意味での区戸長の選挙とそれへの政権付与は、それが官選であろうと公選であろうと、その実は官吏の末席となり、その身分は政府の小役人にすぎなくなる。これは福沢に言わせれば分権ではなく「集権の密なるもの」である。政権の域内に入ることを望んでいるが故に彼ら区戸長は、その給料を民費からよりも地方庁の官費による月給としたいとの「官員の気取り」の人間が多いことからそれは分かる。その意味では分権の趣旨に適っていないのである(④二七九)。

明治四(一八七二)年五月二十二日のいわゆる壬申戸籍で行政区画の区が設置され、戸長・副戸長が置かれ、翌年の五月には庄屋・名主・年寄などの称号が廃止され、区の戸長も廃止されて正副の戸長が置かれた。そして

明治七年には区長・戸長の身分の取り扱いは官吏に準ずることになっていたのである。そして明治九年、各区町村金穀公借・共有物取り扱い・土木起工規則を定め、区町村の自治体的性格が確かに強められはした。また明治十一年三月十一日には大久保利通内務卿が地方の体制などについての改正を太政大臣に建議し、四月十日には第二回地方官会議が開かれ、大久保暗殺後に郡区町村編成法が定められ、府県会規則・地方税規則とともに三新法と呼ばれ、行政区画として郡町村を復活し、別に人民輻輳の地を区とし、郡区長、戸長が置かれたのである。府県会規則では地方税で支弁する経費及び徴取方法の議定権限が府県会に認められたが、議案はすべて府知事・県令より提出され、府知事・県令が会議中止権、内務卿が解散権を持つものであったし、府県会議員の被選挙権は地租十円以上、選挙権は五円以上の納入者とされた。そうして八月二十六日には内務省が戸長は町村人民になるべく公選させ、必ず府知事・県令より辞令書を渡すよう府県に指示することとなった。また十一月十一日には内務省が一町村限りの土木起工及び共有物などの取り扱いは町村会議で決定するよう府県に指示するに至っており、しかも明治十六年には郡戸長の給料・旅費が国庫支弁と定められたのである。これは福沢のいう「分権」ではなく「集権の密なるもの」であり、「今の事物の有様にて区戸長に権力を付与するも、分権の旨を達するに足らず。或は偶ま此の地位に人才あれば却って不都合を生ず可きなり」であった（④二七九—八〇）。

しかしながら地方に「治権」を付与したとしても、住民にその能力があるであろうか。また士族にしろ「鎗刀に恋々として未だ斬髪を決断もなし、妻子の始末に当惑せり、何ぞ公共を思ふに違あらんや」の状況であって、これらの住民に「治権の事を議するは石仏に向かつて演説会の事務を相談するに異ならず」、あるいは「漢洋雑駁、古代魂当世風の談客のみ」ではないか。これらの意見は福沢から見れば「有害無益の四字を以て議論の結末と為すのみにして、其の害と益との性質に至っては未だよく熟考したるものと云ふ可らず」である。そこで福沢は無

害無益を零点（0）として、それ以上を無害有益（+）、それ以下を有害無益（-）として「治權分与」について論じる。すなわち元々それは「社会の害を除いて然る後に益を謀らんとするの考えなり」であるとして、無害無益に近づくべきであるとする。士族は国の安定を損なう害となる恐れがある。あるいは士族を撲滅すれば社会の元気を損して、その余燼の力が軽薄狡猾の形に変形して、長期的にみれば国の繁栄を害する。従って今の急務はこうした害を除くことであり、益を謀る余裕が無いだけである。であるが故に「治權」を付与して士族らにその能力を活かす地位を与え、安心させる必要がある。中央の政權に損害を与えないならば、たとえ益が無くとも害を除くことはできるはずである。これが福沢の主張である（④二八一）。

さらに士族にその能力を發揮させる地位を与えることは「政府にして人民に倣するもの」であるとの批判があるが、これに対して福沢は「今政權は中央政府の權利なり。苟も此の權利に損することなくして人望を収めるの方便ならば、力を尽くして之をもとめざる可らず」として、「治權」の分与を主張する。そうして頑固者の意見も取り上げるといふ。さすれば民權論者も新聞記者も政府の味方となり、双方に同情相憐れむの念が起きて行政の便利を助けるといふ。そして「政府は人望を収めざる可らざるなり。唯中央の政府に於いて常に忘る可らざるの要訣は政權の行はるゝと行はれざるとの間に明らかに此の一段に至って確然動かざるの一事在るのみ」と断言する（④二八二―二八三）。

次いで福沢は「今の平民士族有志の者は事を執るの習慣に乏し」との説に対して、「此の言は全く無証拠の説なり」と反論する。すなわち生まれながらにして「公共の事務」に慣れている人はいない。慣れることは試行錯誤を経て始めて得ることができ、習慣となるものである。その証拠は「今の政府の官員」を見ればよい。「習慣は人物にあらずして地位に存する」具体例である。従って「今の国事の局外に居る者を評して公共の事を執るの習慣



なしと云ふ可からず、又日本国中に此の事を執るの人物なしと云ふ可らざるなり」と断言する。福沢に言わせれば「事を執る習慣」が無いということは「事を執る地位」が無いことであり、それはまた「事を執る権力」が無いということである。しかし政府には数百年の雛形があるけれども、人民にはそれが無いため新たに作る必要がある。其の意味では試行錯誤が要求される。福沢が「治権の整備に至るまでは十年を以て待つ可らず、二十年を以て期す可らず。恐らくは余が生涯の中には其の成功を見ることなかる可し」と予測し、「期する所の低くして遠し」と述べる所以である（④二八四―八五）。だがしかし福沢は、トクヴィルの影響を受けたミルが再発見したと思われる政治教育の一環としての自治論<sup>(32)</sup>を読み、さらにトクヴィル精読後は、後に述べるように、その自由の精神の母体としての自治と共<sup>(33)</sup>に、積極的に日本における治権の可能性を求めていくのである。

そうして福沢は中央政府の行政が迅速ではあるが浪費を伴い、地方住民が公共事業を行う場合は緩慢ではあるが無駄がないことを挙げ、それぞれ一害一利あることを述べる。すなわち「官の事は財を失ひ、人民の事は時を失ふと云ふも可なり」ということになる。また「分権」の一害として政府と下民との間に無数の小政府ができ、そこに指図・禁止・贈収賄が生まれ、苦情が頻発する状況を呈することが無いとは言えないとの一害をも述べる（④二八七―八八）。

かくて福沢は「治権」分与の利害が相半ばして是非を決しがたいとしながらも、断言する。「人々をして日本国の所在を知らしめ、推考の愛国心を永遠に養ひ、独立の幸福を後世子孫に譲らんとするには、今より其の方向を定めるの外に手段なかる可し。人民に権力を授けるは小児の手に利刀を渡すが如し。兇心、未だ一身の利害を知らずして、自ら疵ることもあらん。或は他を害するのは是非を弁せずして、人を切ることもあらん。之を傍観するに堪へずと雖も、如何せん、此の小児をして此の刀を御せしめんとするには、瞑目して之に利刀を渡し、其の自

ら懲り自ら慣るゝの日を待つの一法あるのみ。況や方今我が国の事態に於いては、永遠を謀るの外に、又焦眉の急として士族有志の輩を処置するの要務あるに於いてをや。此の輩の働を満足するの術策も、分権の外に求む可らず」(④二八八―八九)。

また「政權」と「治權」との區別が明確でないとしても、其の由来の源が異なるので、權力を掌握して専制を行おうとする相手はその權力の由来の源であるので、意に合わなければ放逐することも可能である。また世の中の人事は実理よりも想像によるところが多いので、仮令、地方で「治權」を行うために代議員を選んで、尚、その代議員が専制を行うとしたとしても、その進退に関する権利は人民にある故、人民の想像に任せて暫くは他所でその働きをさせることも可能である。これは「人心の不羈自由」に依存しているからである。従つて分権の決定は正に「今」ということになるのである(④二八九)。

むろん福沢も開国以前の日本にあつては国の仕組みも家族のようであつたので、「政府たる者は父母なり、教師なり、又金主なり」であつて、「一切万事、官の手に任して、人民は其の指図に従ひ、治乱興廢これを傍觀するも、社会肉体の生々に於いて妨げあることなく、漢学者流に之を評すれば、万民鼓腹の太平と称して安心す可き」であつた。けれども「外国との交際」が一度開始されて以降、「商売も工業も、学問も技芸も、悉皆外国を敵手と爲して之と鋒を争はざる可らず」状況と化した。しかもそれが政府と政府との対立のみならず、国民同士が接触し、「一步を譲れば正しく我が国に一步の進撃を蒙るの勢なれば、政府の一手を以て人民を保護訓導すること、父母、教師、金主の如くせんとするも、又今日の実際に行はる可き事に非ず」という状況なのである。国際化の開始は家族国家を許さないのである。こうして人民外交の到来とそれに対処する能力や力量が人民に求められるのであり、其の育成が不可避となる。「即ち一国の人民にすれば、人々をして自治の習慣を養成して外国の交際を維持せ

しむることなり。然るに今この自治の習慣を養ふに何を以て始めん歟」と投げかけ、「先ず自国に在って自治の地位を占め、然る後に外交にも及ぼす可きのみ」と福沢は断じるのである。そうして「其の自治の地位を占め自治の精神を養ふの路は地方の治権を執つて公共の事に参与するより外に実地の良策ある可らず」として「故に地方分権は外国交際の調練と云ふも可なり」と強調する。「一条の巨根は幾多の細根に若かず。四足の「テーブル」は安置するに易く、傘を開いて地に立てるは難し」である。人民の自治能力を養成することが国をも強固にし、「推考の愛国心」を確固としたものにするのである（④二九〇）。

こうして福沢は『分権論』の後半では土族対策論から人民自治論へとその視野を拡大して論じるに至っている。このことを踏まえて福沢は「目的は唯人の心身の働にあるのみ」として四民の身分的混同を認めるが、土族は相対的に「治権」の担い手として重視される。間接に土族の働を変形させる所以である。そうして公共の事に参与せしめることと共に、福沢はまた学校の教育機能にも着眼する。それは西南戦争時に著わした「旧藩情」において確認できる。即ち旧体制下の中津の身分状況では権利の区分が「天然の定則」の如きであり、ここにはトクヴィルが描いた旧体制下の「天稟の愛国心」すら発生の余地がない。いわんや「推考の愛国心」をや。ただし、自然と化した身分制社会にあって唯一光明を放っていたのが学校であった。そこは「四民同権の一新世界」であり「門閥の念慮を測定する試験器」でもあった。しかもそこで知性の涵養は例えば「日本の外には亜細亞諸国、西洋諸州の歴史も殆ど無数にして、其の間には古今英雄豪傑の事跡を見る可し。歴山王、ナポレオンの功業を察し、ニウトン、ワット、アダム・スミスの学識を想像すれば、海外に豊太閤なきに非ず、物徂徠も誠に東海の一先生のみ」という認識をもたらす（⑦二六三、二七六、二七八）。これが「推考の愛国心」の要請と養成の一契機となることは福沢も認識していたであろう。福沢にあっては「今の時に当たっては我が人民は国の所在を知らず。国の

所在を知らざるは人にして家なきが如し。人にして住居の家なくば、学問も商売も手に付く可からず」状況の克服、すなわち「推考の愛国心」に相応しいナショナリズムの構築が不可避であったと言えよう(④二九一—九二〇)。

さらに福沢は明治十三(一八八〇)年に刊行した『民間経済録』第二編において「民を休養するとは殆ど古来の痛言にして、政府の美事の如く聞ゆれども、畢竟千百年前専制の下に通用す可き言のみ」と述べて、「後世に至つて苟も人民に自治の精神を抱き、又其の精神を活動するの地位を得て、国権の保護維持を以て人々の責任とするの場合に於いては、何ぞ坐して他の休養を受けるの理あらんや。休息して錢を愛し、為に国威の張らざるも自ら為す所なり。勉励して国財を費やし、大いに国を興すも亦自ら為す所なり。興廢盛衰一に人民の心に出ることなれば、自治の精神を抱く者は此に見る所なかる可らざるなり」として、「一国の独立は其の国民一般の負担する所なれば、自ら負担する事に就いて自ら財を吝しむは、自ら其の事を棄てる者と云ふ可し」と論じ、「推考の愛国心」の具体例を経済行為に於いても求め、説明するのであった(④三八一—八二)。

- (1) 福沢が読了したリーヴ英訳本の冒頭部の英訳による。Alexis De Tocqueville, *Democracy in America*, Translated by Henry Reeve, with an Original Preface and Notes by John C. Spencer. New Jersey: The Law Book Exchange, 2003, p. ii. 本書は福沢が手にしたものと同一英訳であり、一八三八年版の覆刻本である。以下、随時本書から引用・参照するが、既に公表している拙稿「福沢手沢本 A. d. Tocqueville, *Democracy in America*, Tr. By H. Reeve. 再現」(『法学研究』第五十四卷第一号、「福沢論吉年鑑」9所収)の資料番号を( )中に示す。尚、本稿は研究ノートとも言うべき拙稿「天稟の愛国心」と「推考の愛国心」——福澤論吉におけるナショナリズム問題小考——(甲南大学総合研究所叢書82「マックス・ヴェーバーにおける「民族」問題とその周辺」二〇〇五年三月、所収)及び講演「福沢におけるトクヴィル問題——西南戦争と「アメリカのデモクラシー」——(慶應義塾福沢研究センター「近代日本研究」第二十二卷、二〇〇五年、所収)を大幅に加筆修正したものであるが、拙稿「福沢論吉とA・D・トクヴィル」(『アメリカにおけるデモクラシー』序説(『福沢論吉年鑑』6、一九七九年、所収)及

び同上拙編に対する本論という位置づけにある。

- (2) Tocqueville, *Ibid.*, p. xi. トクヴィル著・松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』第一巻（上）九頁。尚、リーヴ英訳本の邦訳にあたっては本訳書（上）（下）及び井伊玄太郎訳『アメリカの民主政治』上、中、下（講談社学術文庫、一九八七年）を参照し、松本訳（上）九頁の如く記した。

- (3) Tocqueville, *Ibid.*, pp. xi-xii. 松本訳（上）九—一〇頁参照。

- (4) 第一に七〇〇年前、即ち一二世紀初頭のフランスは土地所有 (landed property) が権力 (power) の唯一の源であり、それは少数の家系に分割され、支配権は世襲され、人を動かす唯一の手段は力 (force) であった。第二に、次いで聖職者の政治権力 (the political power of the clergy) が確立したが、その地位は万人に開かれおり、貴賤貧富に拘わり無く、平等に教会を通じて政治の世界に参入し始めた。永遠の隷属にあった農奴が僧侶 (priest) として貴人に列し、王の上に座することにもなった。第三に、時代が下って社会が安定し、文明が開けると、人間関係が複雑多様になり、世俗の法 (civil laws) が必要と為った。その結果、法曹が生まれ、封建貴族と共に宮廷に座を占めるようになった。第四に、王が大遠征で身を滅ぼし、貴族が私闘で力を失って、平民は通商で豊かになった。金銭が国事 (state affairs) に影響を及ぼし、商取引が権力への新しい道を開き、金融業者が蔑まれながらも阿られて、政治的影響力のある地位 (a station of political influence) に躍り出た。第五に、知的能力 (mental acquisitions) が広がり、文芸への嗜好が増大することによって、才能が成功への道を開き、学問 (science) が統治の手段 (the means of government) に、知性 (intelligence) が社会的権力 (social power) に通じ、学のある人 (the man of letters) が国事に参加するようになった。こうして第六に、家柄の価値が低下し、十二世紀には測り知れない価値があった貴族の地位 (nobility) が十三世紀にもなると売買されるようになり、貴族 (aristocracy) 自身によって平等 (equality) が統治の世界 (the Government) にもたらされた (Tocqueville, *Ibid.*, pp. xi-xiii. 同上訳、一〇—一頁)。このように七世紀に亘って、貴族は王の権威 (the authority of the Crown) に抵抗するために、あるいは同じ貴族から権力を奪取するために政治的権利 (political rights) を人民に分け与えたのであった。国王は国王でまた貴族を押さえ込むために下層階級 (the lower orders) に権力的地位 (a degree of power) をより一層、享受させた。そしてトクヴィルは述べる。フランスでは国王はいつでも平等化の最も積極的かつ恒常的な平等主義者 (levelers) であった。野心家にして冒険家の国王（ルイ十一世及びルイ十四世）は人民を貴族にまで高めようとし、穏健ないし無力な国王（ルイ十五世）は人民が己の上になつこ

とを許した。前者は才能により後者は不徳によっていずれもデモクラシーに力を貸したのである。また社会における新たな要因は普遍的な平等 (the universal level) を促進する。そして知的営為が力と富との源泉となつて、学問や知識、それに着想は人民の側の力の萌芽と成つて、デモクラシーの推進に寄与した。それが假令デモクラシーの敵の手にあつたときですら、人間の天賦の偉大さが浮き彫りとなつてデモクラシーの大義に貢献したのである。こうしてデモクラシーは文明の進展と知識の進歩とともに其の支配領域を拡大し、文芸はすべての人にとつて開かれた武器庫となつて、弱者や貧者も日々そこに武器を求めに来訪したのであつた。トクヴィルはこのように述べ、さらに七百年間の歴史を顧みて大事件といえるもので平等化に役立たなかつたものはなかつたとすらいう。十字軍と対英戦争は貴族を壊滅させ、土地を再分化させた。自治都市の成立は封建王政下に民主的自由を導入させた。火気の発明は戦場で貴族と農奴とを平等化させ、印刷術は平等な糧を提供する郵便制度は貧者のあばら家にも宮廷にも同じ知識の光を運び、プロテスタンティズムは誰もが平等に天国への道を見出すことが出来ると宣言した。アメリカの発見は冒険家に富と権力をもたらしているのである。さらに十一世紀以降五十年ごとにフランスで生じた事件をみれば社会に二重革命が進行しているのを認めざるを得ない、とトクヴィルは述べる。即ち貴族が益々下降し、平民は一層上昇している。両者は時代が下るに従つて接近する。しかもこれはキリスト教世界全体に起こっている状況でもあつた。それは関係者の主観的意図とは無関係に、否、意志に反しても結果的に帰結するものであつた故、正にトクヴィルにとつて「抗しがたい革命」にして宗教的畏怖を覚える程のものであつた。平等化は神意とすら言えるものであつたのである。しかしトクヴィルは其の方向を動かさねないものとは見ていない。その行方については然し未だ「われわれの手中」にあるという。従つて時期を失つてはいけないのである。ここからトクヴィルが「社会を指導する人々」に課した第一の義務は、デモクラシーを教育し、できればその信仰を蘇らせ、習俗を純にして、その動態を規制し、実務の知識でデモクラシーの未熟を漸次補い、盲目の本能に代えてその真の利害を知らしめ、さらに民主政を時と所に適したものとして状況と人間に応じて修正を加える、ことであつた。トクヴィルにあつて「新しい世界には新しい政治学が不可欠である」所以である。突発的な社会革命は取り分けフランスにおいて急激に進展したのであつたが、それは野蛮な本能に赴くまま、親の庇護をうけない子供の如く育つているのである。そこではデモクラシーの弊害を緩和し、其の本来の長所を引き出すことに欠けているのであり、そこから福利を引き出すことは未だ必ずしも知られていないのであつた (*Ibid.*, pp. xiii-xviii) 松本沢 (上) 一一一—一七頁。このようにトクヴィルは常にヨーロッパを視点を据えての比較史的考察をしているのである。

- (5) Stedentop, Lary, *Toqueville*, Oxford: Oxford University Press, 1994, p. 8. 尚ギゾーの「ヨーロッパ文明史概説」の第一回講義は一八二八年四月一日で以後、七月一日まで十四回行われている。講義録の閲覧にあたってはオックスフォード・オールソールズコレクション・コードリントン図書館のお世話になった。記して感謝したい。
- (6) 以下、福沢からの引用・参照は、慶應義塾編纂『福澤諭吉全集』全二十一巻、及び別巻（岩波書店、一九六九―七一年）を使用し、このように記す。
- (7) Wayland, Francis, *The Elements of Moral Science*, Cambridge: The Belknap Press of Harvard university Press, 1963, p. 174.
- (8) 岡義武「山県有朋」（篠原一・三谷太一郎編『岡義武著作集』第五巻、岩波書店、一九九三年）、三四―三六頁参照。尚、当時の時代風潮をも含めて、本稿の主題とも関連する論稿として、松田宏一郎「福沢諭吉と「公」・「私」・「分」の再発見」（『立憲法学』43号）がある。
- (9) 西田長寿・植手通有編『陸羯南全集』第一巻、みすず書房、一九六八年、五六六―六七頁参照。
- (10) Bagehot, Walter, 'The English Constitution' in *The Collected Works of Walter Bagehot*, by St John-Stexas, Vol. 5, London: The Economist, 1974, pp. 394-95. 小松春雄訳「イギリス憲政論」（辻清明編『世界の名著60』中央公論社、一九七〇）二九六頁参照。
- (11) トクヴィル『アメリカのデモクラシー』の日本への翻訳は第一巻ではあるが、英語版からの重訳として、小幡篤次郎の手になる抄訳を除けば、全訳としては明治十三（一八八〇）年から二年に亘って発刊された肥塚龍の『自由原論』（蕃薇楼蔵梓）全八冊である。
- (12) Buckle, Henry Thomas, *History of Civilization in England*, Vol. 1, New York: D. Appleton, 1873, pp. 17-21, 125-26
- (13) Mill, John Stuart, 'Considerations on Representative Government' in *The Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. XIX, Edited by J. M. Robson, Toronto: University of Toronto Press, 1977, p. 546. 水田洋訳『代議制統治論』岩波文庫、一九九七年、三四頁参照。尚、拙稿「福沢諭吉における国体観念の転回」（慶應義塾福澤研究センター『近代日本研究』第十五巻）参照。
- (14) Spencer, Herbert, *The Study of Sociology*, New York: D. Appleton, 1874, pp. 74, 270. 尚、拙著『福沢諭吉と西欧思想』名古屋大学出版会、一九九五年、一一―一二、一五三―一五四頁参照。
- (15) 松本三之介・山室信一編『日本近代思想体系10 学問と知識人』岩波書店、一九八八年、一二五―二六頁参照。

- (16) Spencer, Herbert, *First Principles of a New System of Philosophy*, New York: D. Appleton, 1875, pp. 172-79' 尚' 前掲拙著、八六一九二頁参照。
- (17) Buckle, *Ibid.*, p. 599, *Ibid.*, Vol. II, 1872, p. 358, Spencer, *The Study of Sociology*, pp. 69-71. 尚' 同上拙著、一九二頁参照。
- (18) Toqueville, *Ibid.*, pp. 39-78. 松本訳(上)' 九四—一五六頁、尚' 前掲拙編、一五〇—一五七頁参照。
- (19) 金谷治訳注『論語』岩波文庫、一九六三年、三七頁。
- (20) Wayland, Francis, *The Elements of Political Economy*, Boston: Gould and Lincoln, 1856, p. 405
- (21) *Ibid.* p. 394
- (22) Toqueville, *Ibid.* p. 67-68, 70-71' 松本訳(上) 一三六—一三九、一四二—一四四頁参照。
- (23) Toqueville, *Ibid.*, p. 71' 松本訳(上) 三四八頁参照。尚' 中国における諸条件の平等化の実態についてはToqueville, *Democracy in America* with an Introduction by Alan Ryan, Vol. II, Everyman's Library, 1994, p. 246 井伊訳(下) 四三八頁参照。また小幡の人となりやについては住田孝太郎「小幡篤次郎の思想像」同「小幡篤次郎著作目録」西沢直子「小幡篤次郎略年譜」(慶應義塾福祉研究センター編『近代日本研究』第二十一巻) 参照。
- (24) 大蔵永常「国産考」(大分県立先哲史料館編『大分県先哲叢書 大蔵永常 資料集』第二巻、大分県教育委員会、一九九九年) 五一—頁。
- (25) 同上、五一—一八頁。
- (26) Toqueville, *Ibid.*, pp. 222-25, 249' 松本訳(下) 一一八—一一三' 一六〇頁参照。
- (27) Blackstone, William, *Commentaries on the Laws of England*, Vol. I, Chicago: The University of Chicago Press, 1979, pp. 49-50.
- (28) Toqueville, *Ibid.*, p. 372' 松本訳(下) 三三三頁。
- (29) Toqueville, *Ibid.*, p. 366' 松本訳(下) 三三三頁。
- (30) Toqueville, *Ibid.* Everyman's Edition, Vol. II, p. 234' 井伊訳(下) 四一三頁参照。
- (31) Toqueville, *Ibid.*, p. 223' 松本訳(下) 一一〇頁。
- (32) Toqueville, *Ibid.*, p. 11, 松本訳(上) 四九—一五〇頁' Mill, *Ibid.*, p. 535-36, 水田訳三五三—三四頁参照。
- (33) Toqueville, *Ibid.*, p. 42, 松本訳(上) 九七頁参照。